

発消指第69号

平成6年1月6日

各部, 校, 室, 課, 署 (分署) 長様

消 防 局 長

(担当 指導課6683)

視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領の制定について (通達)

視聴覚障害者等が入所又は利用する防火対象物においては、これまで火災情報等を伝達する手段として、視聴覚障害者等に配慮した警報設備及び避難設備の設置を指導してきたところですが、このたび、視聴覚障害者等に対して火災発生時における情報伝達がより有効であると認められる設備等を定め、これら設備等の設置を促進するため、別添のとおり設置指導要領を制定し、視聴覚障害者等に対する火災安全対策の向上を図ることとしましたので、所属職員に周知し、適正な運用に努められるよう通達します。

## 別添

### 視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領

#### 第1 目的

防火対象物で火災が発生した場合の火災情報等を伝達する手段としての消防用設備等は、警報設備及び避難設備が該当するが、これらの現行基準上の設備では、視聴覚障害者等に対しての情報伝達が有効に行えないことがある。このため、視聴覚障害者等が利用する防火対象物において、火災発生時における情報伝達が視聴覚障害者等に対して有効であると認められる設備等を定め、これら設備等の設置を積極的に指導促進することにより、火災発生に際し早期の避難行動を促し、安全な避難をめざすとともに、視聴覚障害者等が安全に活動できる社会環境づくりを推進することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 視聴覚障害者等 身体障害者福祉法に規定する視聴覚に障害を有する身体障害者その他の視聴覚に障害を有する者をいう。
- (2) 火災情報等 火災発生事実、火災及び避難情報並びに避難方向等の情報をいう。
- (3) 避難誘導システム 視聴覚障害者等に対して火災情報等をより有効に伝達する設備及び機器をいう。
- (4) 火災情報等の伝達のための設備等 視聴覚障害者等に対して火災情報等を有効に伝達する設備及び機器で、避難誘導システム以外のものをいう。

#### 第3 設置指導を行う防火対象物

避難誘導システム及び火災情報等の伝達のための設備等（以下「避難誘導システム等」という。）の設置指導を行う防火対象物は、盲学校、聾学校及び身体障害者更生援護施設その他の福祉施設のほか、視聴覚障害者等が利用する防火対象物で次に定めるものとする。

- (1) 劇場、映画館、演劇場又は観覧場
- (2) 公会堂又は集会場
- (3) 飲食店
- (4) 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
- (5) 旅館、ホテル又は宿泊所
- (6) 病院又は診療所
- (7) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
- (8) 車両の停車場
- (9) 地下街又は準地下街
- (10) 国、地方公共団体又はこれに準じる団体が設置する公共施設
- (11) その他避難誘導システム等の設置が有効と認められる用途に供される施設

#### 第4 避難誘導システム

避難誘導システムとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 音声警報付加非常放送設備

音声警報付加非常放送設備とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、放送設備において音声等による警報を自動的に放送する機能を付加し、聴覚により火災発生事実、火災及び避難情報を伝達させるものをいう。

(2) 点滅（キセノンランプ）形地区警報装置

点滅（キセノンランプ）形地区警報装置とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、キセノンランプを点滅させ、視覚により火災発生事実を伝達させるものをいう。

(3) 携帯式バイブレーター

携帯式バイブレーターとは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、バイブレーターを振動させ、触覚により火災発生事実を伝達させるものをいう。

(4) 非常文字表示装置

非常文字表示装置とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、発光ダイオード（LED）等の文字表示を行い、視覚により火災及び避難情報を伝達させるものをいう。

(5) 点滅形誘導灯

点滅形誘導灯とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、誘導灯に内蔵し、又は外部に取り付けたキセノンランプを点滅させ、視覚により避難口の位置を知らせるものをいう。

(6) 誘導音装置付誘導灯

誘導音装置付誘導灯とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、誘導灯に誘導音を発生する機能を付加し、聴覚により避難口の位置を知らせるものをいう。

(7) 光走行式避難誘導装置

光走行式避難誘導装置とは、点滅光源装置、点滅制御装置等により構成され、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受けて、光走行による視覚により避難方向等を示すものをいう。

## 第5 火災情報等の伝達のための設備等

火災情報等の伝達のための設備等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 非常放送設備

火災等の非常時に使用する放送設備をいい、聴覚により火災及び避難情報を伝達させるものをいう。

(2) 非常用構内通報機等

旅館、ホテル等において火災情報等の伝達を内線電話機を利用して行う非常用構内通報機及び居室内のテレビの同軸ケーブル等を利用して行う非常用構内警報器をいい、視覚又は聴覚により火災発生事実を伝達させるものをいう。

(3) 磁気ループ等

劇場等において客席部分に磁気ループ等を敷設し、磁気ループ等に送出された信号を難聴者の補聴器に音声として聴取することができるようにしたものをいい、火災発生事実、火災及び避難情報を伝達させるものをいう。

(4) 光警報装置

自動火災報知設備の警報について、音以外による警報の一つである光により火災の発生を伝える警報装置について、火災発生時における情報伝達が視聴覚障害者等に対して有効である

と認められるものをいう。

(5) その他

ア 警報音発生装置

イ 有線式バイブレーター

ウ その他火災発生時における情報伝達が視聴覚障害者等に対して有効であると認められる設備等

第6 防火対象物の用途別避難誘導システム等

防火対象物の用途別に応じた避難誘導システム等の設置について適応していると認められるものは、別紙1のとおりとする。

第7 避難誘導システム等の留意事項

避難誘導システム等の留意事項は、別紙2のとおりとする。

第8 避難誘導システムのガイドライン

避難誘導システムのガイドラインは、別紙3のとおりとする。

第9 光警報装置ガイドラインは、別紙4のとおりとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、避難誘導システム等の設置指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

## 別紙1

### 防火対象物の用途別に応じた避難誘導システム等

- 1 防火対象物の用途別に応じた避難誘導システム等の設置について、適応していると認められるものは、別表のとおりとする。
- 2 次に掲げる用途別の避難誘導システム等については、特に有効であると認められるため、視聴覚障害者別、使用部分別及び施設の規模等を考慮し、別紙2の留意事項と併せて、その設置指導に配慮すること。
  - (1) 盲学校、聾学校及び身体障害者更生援護施設その他の福祉施設
    - ア 視覚障害者に対しては、音声警報付加非常放送設備、誘導音装置付誘導灯
    - イ 聴覚障害者に対しては、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、光警報装置
    - ウ 大規模施設（消防法施行令第12条に規定するスプリンクラー設備設置義務施設をいう。以下同じ。）にあつては、携帯式バイブレーター、光走行式避難誘導装置
  - (2) 劇場、映画館、演劇場又は観覧場
    - ア 客席等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - イ ロビー等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - ウ 大規模施設にあつては、携帯式バイブレーター、磁気ループ等
  - (3) 公会堂又は集会場
    - ア 客席等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - イ ロビー等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - ウ 大規模施設にあつては、携帯式バイブレーター
  - (4) 飲食店  
音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
  - (5) 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
    - ア 音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - イ 大規模施設にあつては、携帯式バイブレーター、光走行式避難誘導装置
  - (6) 旅館、ホテル又は宿泊所
    - ア 客室等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、非常用構内通報機等
    - イ ロビー等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯
    - ウ 大規模施設にあつては、携帯式バイブレーター、光走行式避難誘導装置

(7) 病院又は診療所

ア 病室等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、非常用構内通報機等

イ ロビー等の部分にあつては、音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯

ウ 大規模施設にあつては、携帯式バイブレーター、光走行式避難誘導装置

(8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

ア 音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯

イ 大規模と認められる施設にあつては、携帯式バイブレーター、光走行式避難誘導装置

(9) 車両の停車場

ア 音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、光警報装置

イ 地階等の部分にあつては、光走行式避難誘導装置

(10) 地下街又は準地下街

音声警報付加非常放送設備、点滅形地区警報装置、非常文字表示装置、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、光走行式避難誘導装置

別表

防火対象物の用途別避難誘導システム等

防火対象物の用途	視聴覚障害者の別	火災発生事実の伝達						火災及び避難情報の伝達				避難方向等の伝達		
		音声警報付加非常放送設備	点滅形地区警報装置	携帯式バイブレーター	光警報装置	非常用構内通報機等	磁気ループ等	音声警報付加非常放送設備	非常文字表示装置	非常放送設備	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	光走行式避難誘導装置
盲学校、聾学校等	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎	○		○		◎		○	◎		◎
劇場等	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎			○		◎		○	◎		◎
公会堂、集会場	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	◎
	聴覚障害		◎	◎					◎			◎		◎
飲食店	視覚障害	◎	○					◎		◎		○	◎	
	聴覚障害		◎						◎			◎		
百貨店等	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎					◎			◎		◎
ホテル等	視覚障害	◎	○	◎		◎		◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎		◎			◎			◎		◎
病院、診療所	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎			○		◎		○	◎		◎
図書館等	視覚障害	◎	○	◎				◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎	◎					◎			◎		◎
車両の停車場	視覚障害	◎	○					◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎		○				◎			◎		◎
地下街 準地下街	視覚障害	◎	○					◎		◎		○	◎	○
	聴覚障害		◎						◎			◎		◎

注1 ◎印は、視覚障害者又は聴覚障害者全般に対し有効なものを示す。

2 ○印は、光覚を有する者又は難聴者に対し有効なものを示す。

3 ■印は、ガイドラインを示す。

4 公共施設については、当該施設において該当する用途のものを選ぶこと。

避難誘導システム等の留意事項

1 火災発生事実の伝達

- (1) 視覚障害者に対しては、聴覚による伝達方法が有効であり、自動火災報知設備の地区音響装置等が有効である。また、視覚障害者のうち光覚を有しているものに対しては、キセノンランプ等も補助手段として有効である。さらに就寝中の視覚障害者に対しては、バイブレーター等の触覚（振動）による伝達方法を併用することが効果的である。
- (2) 聴覚障害者に対しては、視覚による伝達方法が有効であり、キセノンランプ等の視覚によるもの又はバイブレーター等の触覚（振動）によるものが有効である。その他特定の場所には、補聴器用の磁気ループ等の活用がある。

2 火災及び避難情報の伝達

- (1) 視覚障害者に対しては、聴覚による伝達方法が有効であり、非常放送設備が有効である。この場合、非常放送設備は火災時に確実に放送が行われる等信頼性の高いものとするため、自動火災報知設備と連動した音声による自動放送がより有効である。さらに火災の進展に応じて逐次火災情報を自動的に音声合成により伝達する方式によれば、信頼性が向上する。
- (2) 聴覚障害者に対しては、視覚による伝達方法が有効であり、非常放送設備と連携した非常文字表示装置（ディスプレイ）により必要な情報を提供することが有効である。その他特定の場所には、補聴器用の磁気ループ等の活用がある。

3 避難方向等の伝達

- (1) 視覚障害者に対しては、音声による誘導が有効であり、誘導音装置付誘導灯が有効である。誘導音装置付誘導灯の設置箇所が主要な避難口である場合又は建物内での反響音等により避難口の位置を的確に把握できないと考えられる場合は、手摺り及び視聴覚障害者用ブロック等を併用すれば効果がある。また、光覚を有する視覚障害者に対しては、点滅形誘導灯、光走行式避難誘導装置は一定の効果がある。
- (2) 聴覚障害者に対しては、視覚による情報提供として誘導灯及び点滅形誘導灯が有効である。さらに光走行式避難誘導装置は、聴覚障害者に対して効果がある。

避難誘導システムのガイドライン

1 音声警報付加非常放送設備の構造、性能等

(1) 定義

ア 感知器発報時放送

感知器が作動した段階において、在館者に対して一時的な情報提供を与えるものである。

イ 火災確認時放送

発信機の起動、現場確認、複数の感知器作動等の段階において、在館者に対して火災発生の旨の情報提供を与えるものである。

ウ 非火災報時放送

現場確認後に非火災報であった場合、在館者に感知器発報は非火災報であった旨の情報提供を与えるものである。

(2) 基本動作

ア 自動火災報知設備の作動又は起動装置の操作と連動して、自動的に感知器発報時放送及び火災確認時放送を行うことができるものであること。また、非火災報時には、その旨の放送をするものであること。

なお、システム上可能であれば、火災進展時放送を行うことも考えられる。

イ 感知器発報時放送は人的操作の行われない場合、時間経過によって自動的に火災確認時放送に切り替わるものであること。

ウ 人的手段による放送を行う場合には、自動放送を停止し直ちに手動放送に切り替わること。

(3) 構造及び性能

ア メッセージは音声合成とし、伝達内容が明瞭に判断できるものであること。

イ 合成・再生装置の信頼性確保の観点から、経年変化を起こしやすい部品又は機械的磨耗部分をもつ部品等は使用しないこと。

ウ 音声データ等記憶素子は、容易に誤消去されないよう保護された半導体メモリーに限ることとし、原則的には、記憶保護動作を要しないROMを使用すること。

エ 音声警報が的確に伝達できるようにスピーカーを配置すること。

(4) 火災の進展に応じた音声合成の内容

音声メッセージの内容は、感知器発報時（第1報）、火災確認時（第2報）及び非火災報時に区分でき、具体的には次のとおりである。

ア 感知器発報時の放送

不必要な恐怖心を起こさせることなく、心の準備を促すものとしてソフトな声が好ましい。

(例)

「だだいま〇〇で火災感知器が働きました。ただいま確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」

(〇〇の部分には「階」若しくは「階段の名称」を挿入すること。)

イ 火災確認時の放送

避難を促すための強い誘導効果を必要とし、強い口調が望ましい。

(例)

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。落ちついて避難して下さい。」

(〇〇には「階」若しくは「階段の名称」を挿入する。)

ウ 非火災報時の放送

自動火災報知設備の信頼性を損なわないための、必要なサービス情報であり、メッセージは、緊張状態を解くものとしてソフトな声が好ましい。

(例)

「先ほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

2 点滅(キセノンランプ)形地区警報装置の構造、性能等(図1参照)

(1) 定義

ア 信号装置

自動火災報知設備から発せられた火災信号を中継して、キセノンランプを点滅させるものをいう。

イ 移報用装置

自動火災報知設備の受信機の移報端子等が不足している場合に用いる、火災信号を移報する装置をいう。

(2) 基本動作

ア 始動又は停止については、自動火災報知設備又は非常警報設備の非常ベル等と連動するものであること。また、起動装置の操作により始動又は停止することができるものであること。

イ 動作については、停止が行われるまでは、継続動作すること。

(3) 構造及び性能

ア 自動火災報知設備の火災信号を受けたとき、キセノンランプを点滅させること。

イ 点滅周期は、定格電圧において $2.0 \pm 0.2$ ヘルツであること。

ウ キセノンランプのカバーは赤色であること。

エ キセノンランプの輝度は、カバーをつけた状態で高輝度のものを使用し、キセノンランプの公称入力を6ワット毎秒以上とすること。

オ 非常電源の容量は、キセノンランプの点滅を10分以上継続できるものであること。

(4) 受信機からの接続、配線等

ア キセノンランプ、受信機、移報用装置、信号装置及びそれらを接続する回路は、図1の接続方法によること

なお、地区音響装置の音等から火災信号を受信できる方式にあつては、この限りでない。

イ 常用電源と接続できる電線は、次によること。

(ア) 電線は、JIS3315ゴム絶縁口出線若しくはJISC3306器具用ビニルコードに適合するもの又はこれと同等以上の絶縁性及び引張り強さを有するものであること

(イ) 電線の太さは、口出線にあつては0.75平方ミリメートル以上であること。

ウ 操作回路については、耐熱電線又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

#### (5) 試験及び点検

##### ア 試験

(ア) 受信機に移報用装置を接続した場合、移報用装置の1次側配線と大地との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(イ) 移報用装置の2次側又は移報端子の2次側配線と大地との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(ウ) 受信機の火災表示試験を行ったとき、火災信号が正常に移報でき、キセノンランプが正常に点滅すること。

##### イ 点検

点検は、消防用設備等の点検基準に準じるものであり、点滅形地区警報装置の点滅方式が適正であるかどうか、また、キセノンランプが正常に点滅するかどうかを確認すること。

#### (6) 設置

ア キセノンランプの取付け高さは、床面から1.0メートル以上とし、視聴覚障害者等の存する位置から容易に見え、かつ、通行に支障がないように設置すること。

イ 自動火災報知設備の地区音響装置が設置されている場合には、その付近にキセノンランプを設置すること。

なお、点滅形誘導灯が容易に見える場所は、設置しないことができる。

### 3 携帯式バイブレーターの構造、性能等（図2参照）

#### (1) 基本動作

始動については、自動火災報知設備又は非常警報設備の非常ベル等と連動するものであること。また、起動装置の操作により始動又は停止することができるものであること。

#### (2) 構造及び性能

ア 自動火災報知設備の火災信号を受けたとき、バイブレーターを振動させること。

イ 携帯式バイブレーターは、身体等に容易に装着でき、落下衝撃、周囲温度等の環境に耐えるものであること。

ウ 携帯式バイブレーターの大きさは、就寝時においても違和感を覚えない範囲のものであること。

エ 携帯式バイブレーターの重量は、違和感を覚えない範囲のものであること。

オ 振動は、直接人体に十分刺激を与え、一定時間以上継続できるものであること。

#### (3) 試験及び点検

##### ア 試験

受信機の火災表示試験を行ったとき、火災信号が正常に移報でき、バイブレーターが正常に振動すること。

##### イ 点検

点検は、消防用設備等の点検基準に準じるものであり、携帯式バイブレーターの振動方式が適正で

あるかどうか、また、バイブレーターが正常に振動するかどうかを確認すること。

(4) 設置

ア 携帯式バイブレーターへの信号送信機にあつては、特定小電力用を使用すること。

イ 携帯式バイブレーターの使用場所は、信号送信機から特定小電力の無線の到達範囲に限られるものであること。

4 非常文字表示装置の構造、性能等 (図3, 4, 5参照)

(1) 定義

ア 非常文字表示装置の種類

(イ) 一般形非常文字表示装置

普通の指向特性を持ち、指向角内の輝度の高い発光ダイオード (LED) を使用した非常文字表示装置であり、廊下、通路等の比較的狭い視角から表示を見る場所に設置するものをいう。

(ロ) 広角形非常文字表示装置

指向特性が広く、指向角内の輝度の高い発光ダイオード (LED) を使用した非常文字表示装置であり、ロビー、体育館等の比較的広い視野から表示を見る場所に設置するものをいう。

イ 信号装置

自動火災報知設備又は非常警報設備から発せられた火災信号を中継して、非常文字表示装置により火災情報を表示させるものをいう。

ウ 移報用装置

自動火災報知設備の受信機又は非常警報設備の移報端子等が不足している場合に用いる、火災信号を移報する装置をいう。

(2) 基本動作

ア 始動又は停止について、自動火災報知設備又は非常警報設備の非常ベル等と連動して火災情報を表示するものであること。また、起動装置の操作により始動又は停止することができるものであること。

イ 動作については、非常放送設備の火災情報の内容にあわせた表示が行えるものであること。

(3) 構造及び性能

ア 構造については、次によること。

(イ) 非常文字表示装置の大きさは、1文字当たり90×90ミリメートル以上とし、ドットサイズ5ミリメートル以上、16×16ドット以上の発光ダイオード (LED) によって構成されるものをいう。

(ロ) 表示可能な文字数は、10文字以上であること。

(ハ) 表示色は、赤色発光が可能なものであること。

イ 性能については、次によること。

(イ) 非常文字表示装置は、文字表示が点滅する機能を有するものであること。

(ロ) 表示継続時間は、10分以上であること。

(ハ) 輝度、指向角特性は、次によること。

a 一般型のものは、正面角度0度の輝度は200カンデラ毎平方メートル以上、正面角度20度の輝度は40カンデラ毎平方メートル以上であること。

b 広角形の場合は、正面角度0度の輝度は60カンデラ毎平方メートル以上、正面角度60度の輝度は40カンデラ毎平方メートル以上であること。

(4) 受信機からの接続、配線等

ア 自動火災報知設備又は非常警報設備と非常文字表示装置を接続するものにあつては、点滅形地区音響装置の接続方法に準じること。

イ 常用電源と接続できる電線は、次によること。

(7) 電線はJISC3305ゴム絶縁口出線若しくはJISC3006器具用ビニルコードに適合するもの又はこれと同等以上の絶縁性及び引張り強さを有するものであること。

(4) 電線の太さは、口出線にあつては0.7平方ミリメートル以上であること。

ウ 操作回路については、耐熱電線又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

(5) 試験及び点検

ア 試験

(7) 受信機に移報用装置を接続した場合、移報用装置の1次側配線と大地との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(4) 移報用装置の2次側又は移報端子の2次側配線と大地間との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(9) 受信機の火災表示試験を行ったとき、又は非常放送設備で自動放送を行ったときに、火災信号を受けて、非常文字表示装置が正常に作動すること。

イ 点検

点検は、消防用設備等の点検基準に準じるものであり、非常文字表示装置の表示方式が適正であるかどうか、また、非常文字が正常かどうかを確認すること。

(6) 設置

ア 非常文字表示装置の取付け高さは、床面から1.5メートル以上であること。

イ 非常文字表示装置は、エレベーターホール、ロビー、廊下の端等の多数の者が気付き易い位置に設置すること。

ウ 非常文字表示装置は、文字表示面が横方向から15度の位置から見え、かつ、通行に支障がないように設置すること。

5 点滅形誘導灯の構造、性能等

消防用設備等の運用基準中「基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準別記2」の点滅形誘導灯に係る基準による。

6 誘導音装置付誘導灯の構造、性能等

消防用設備等の運用基準中「基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準別記2」の誘導音装置付誘導灯に係る基準による。

7 光走行式避難誘導装置の構造、性能等（図6、7、8参照）

(1) 定義

ア 点滅光源装置

光源、インバータ、反射板、緑色拡散板、マスク板等により構成されるものをいう。

イ 点滅制御装置

点滅装置、走行速度制御部、走行方向切替え部、パワーリレー、予備電源等により構成されるものをいう。

ウ 信号装置

自動火災報知設備から発せられた火災信号を中継して、点滅制御装置に伝達する装置をいう。

エ 移報用装置

自動火災報知設備の受信機の移報端子等が不足している場合に用いる、火災信号を移報する装置をいう。

(2) 基本動作

ア 始動又は停止については、自動火災報知設備の火災信号を受け、連動して光走行式避難誘導装置を点滅走行させるものであること。また、起動装置の操作により始動又は停止することができるものであること。

イ 動作については、点滅走行により誘導する避難経路が、煙により汚染された旨の信号を受けた場合には、自動的に避難方向への光走行を解除できる機能等を有するものであること。

(3) 構造及び性能

ア 自動火災報知設備の火災信号を受けたとき、光走行式避難誘導装置を点滅走行させるものであること。

イ 光源の大きさは、鉛直線上から見たとき、四角形の場合は50×50ミリメートル以上、円形の場合は直径60ミリメートル以上、その他の形状の場合は面積25平方センチメートル以上であること。

ウ 光源の輝度は、直接視認できる緑色状態で、避難動線に沿って床面から30～150度の範囲は200カンデラ毎平方メートル以上とし、10度及び170度の角度では100カンデラ毎平方メートル以上が望ましいこと。

エ 光源の設置間隔は、光走行により避難方向を有効に示すよう設置するものであること。

オ 光源の色は、安全色の緑色であること。

カ 非常電源の容量は、全点灯で20分以上継続できるものであること。

キ 光走行速度は、次のとおりとする。

(イ) 直線部は、2～8メートル毎秒の範囲であること。

(ロ) 曲がり角、分岐点又は合流点は、光源の設置間隔に応じた適当な速度であること。

ク 同時に点灯する光源の間隔は、4光源以上10光源以下で、その避難路の長さに応じて決定すること。

ケ 1周期内で同時に点灯する灯数（時間比）は、25パーセント以下であること。

コ 光点滅走行に併せ、誘導音及び誘導音声を付加することができること。

(4) 受信機からの配線等

ア 常用電源と接続できる電線は、次によること。

(イ) 電線はJISC3315ゴム絶縁口出線若しくはJISC3306器具用ビニルコードに適合するもの又はこれと同等以上の絶縁性及び引張り強さを有するものであること。

(イ) 電線の太さは、口出線にあつては0.75平方ミリメートル以上であること。

なお、小勢力回路の口出線にあつては0.5平方ミリメートル以上であること。

イ 操作回路については、耐熱電線又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

(5) 試験及び点検

ア 試験

(ア) 受信機に移報用装置を接続した場合、移報用装置の1次側配線と大地との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(イ) 移報用装置の2次側又は移報端子の2次側配線と大地との間を直流250ボルトの絶縁抵抗計により測定し、0.1メガオーム以上であること。

(ウ) 受信機の火災表示試験を行ったとき、火災信号が正常に移報でき、光走行式避難誘導装置が正常に点滅すること。

イ 点検

点検は、消防用設備等の点検基準に準じるものであり、光走行式避難誘導装置の光点滅方式が適正であるかどうか、また、点滅光源装置が正常に点滅するかどうかを確認すること。

(6) 設置

ア 光源の取付け高さは、床面から0.3メートル以下とすること。

イ 廊下及び通路の各部分から一の点滅光源装置までの歩行距離が10メートル以下となる箇所、避難口及び曲がり角に設置できること。

ウ 点滅光源装置を床に埋め込む場合のものは、通行時の衝撃に耐えうる構造で、かつ、通行の障害とはならないものであること。

図1 点滅（キセノンランプ）形地区警報装置の設置例

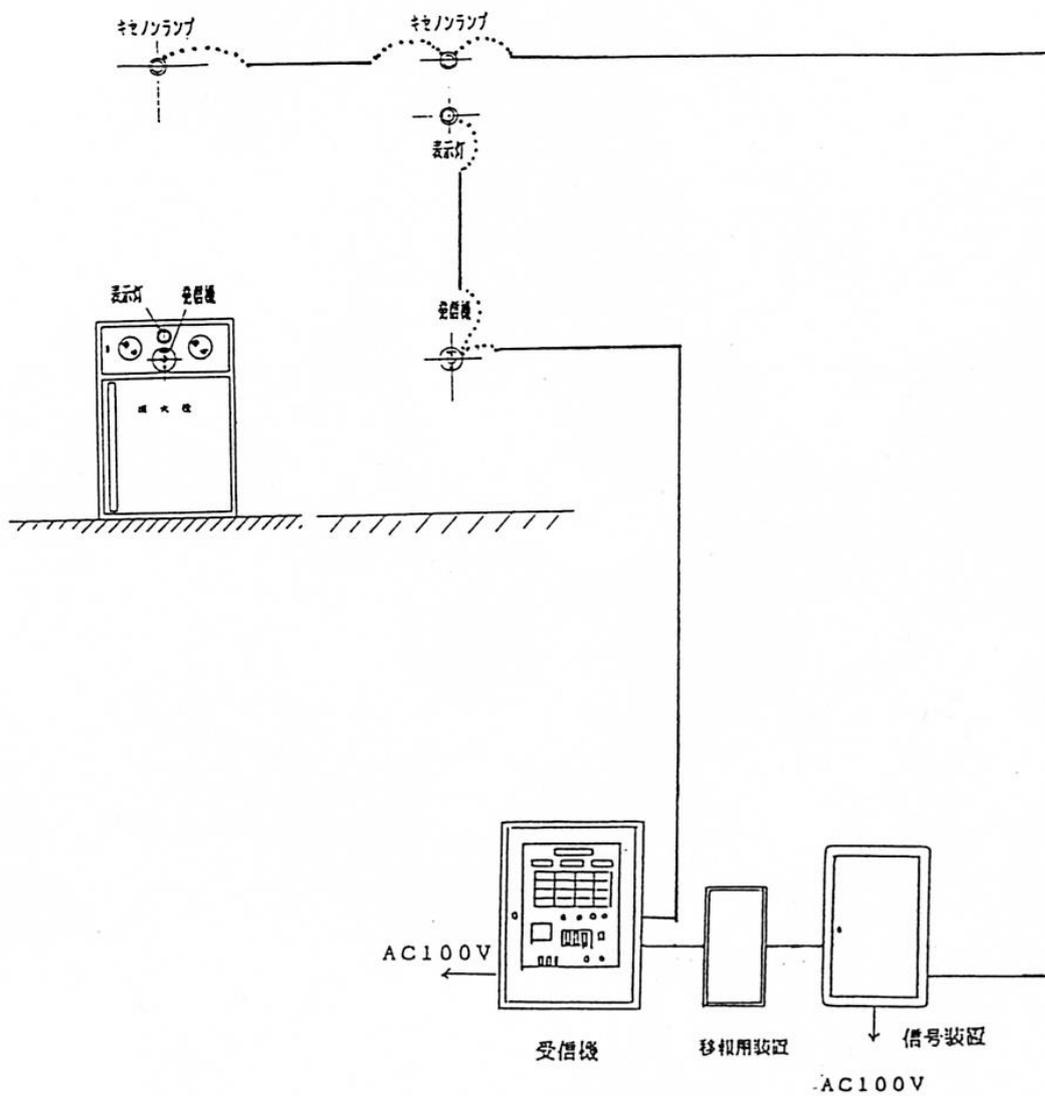


図2 携帯式バイブレーターの構成例

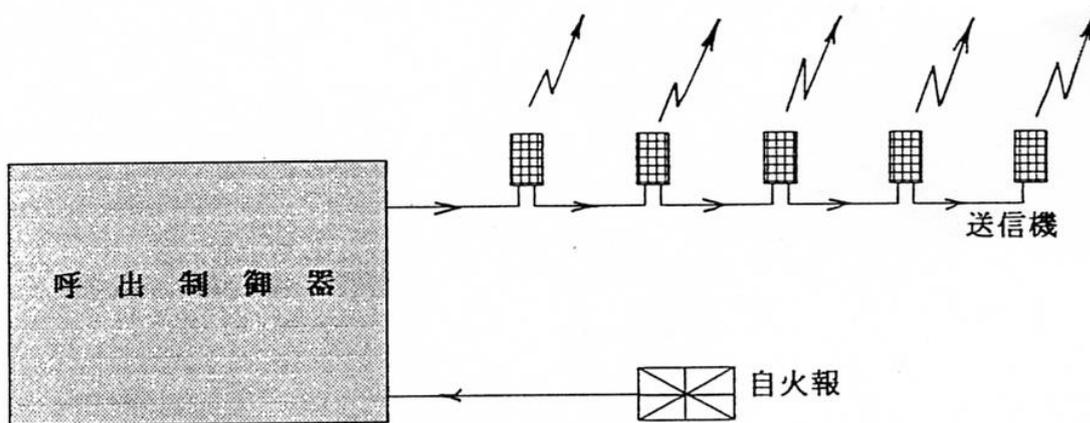
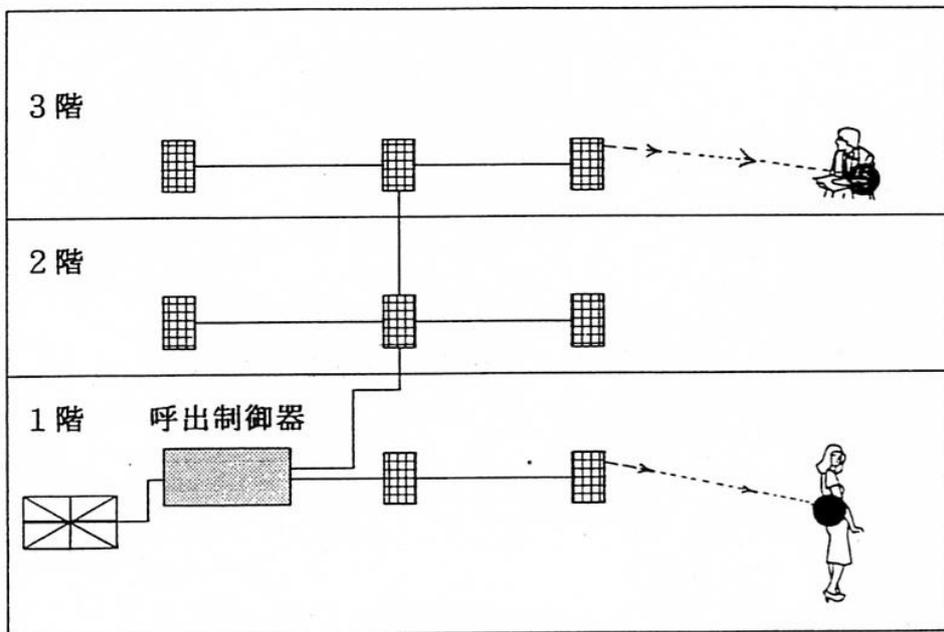
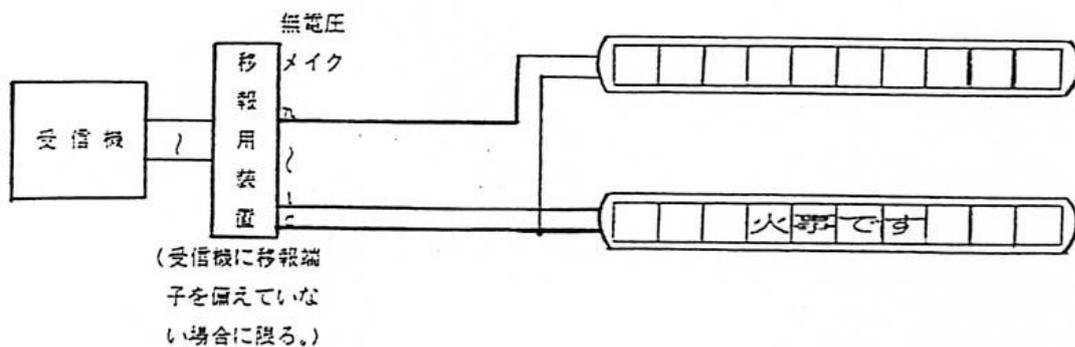


図3 非常文字表示装置の構成例

例1 自動火災報知設備との接続



例2 非常用放送設備との接続

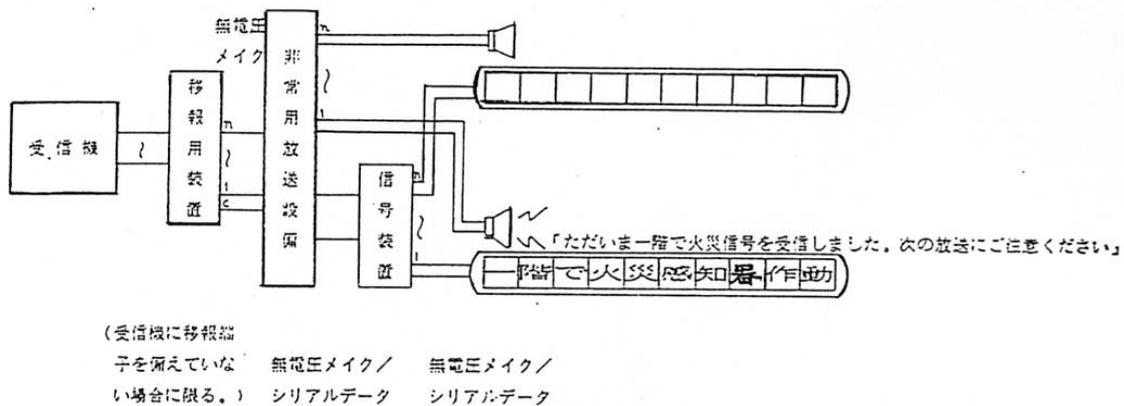
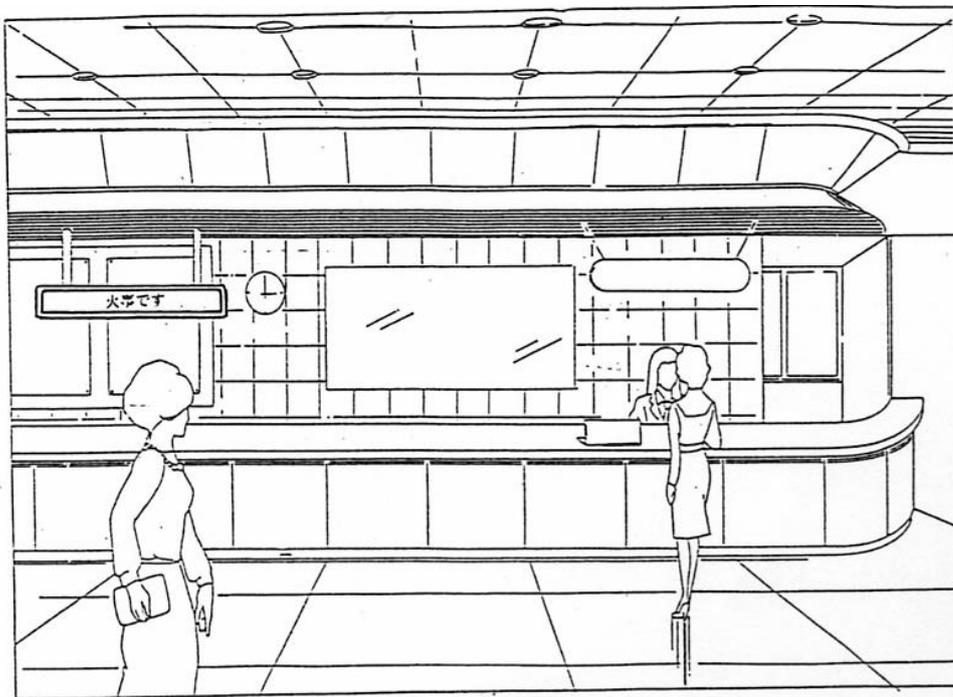


図4 非常文字表示装置の設置例（1）

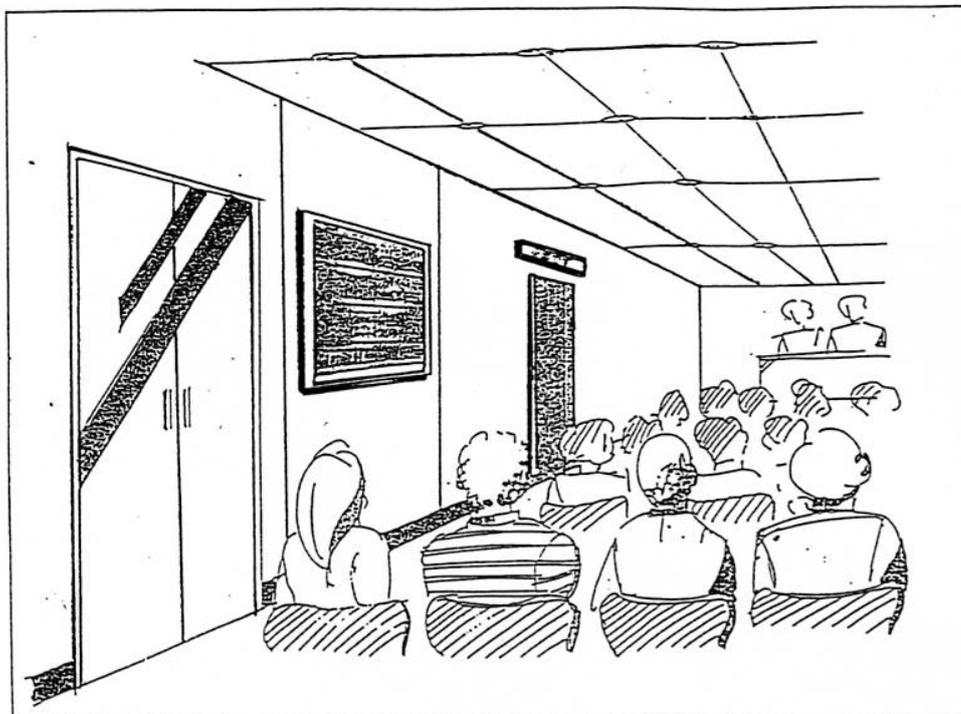
ロビー、カウンター等



廊下



図5 非常文字表示装置の設置例（2）  
会議室，集会室等の出入口



コンコース，エレベーターホール等

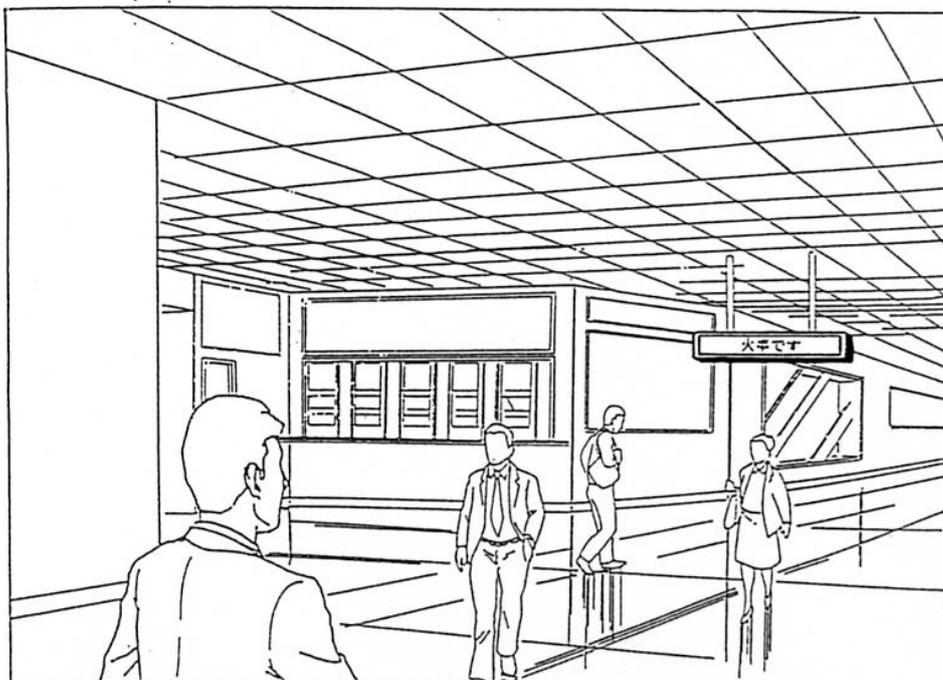


図6 光走行式避難誘導装置の構成例

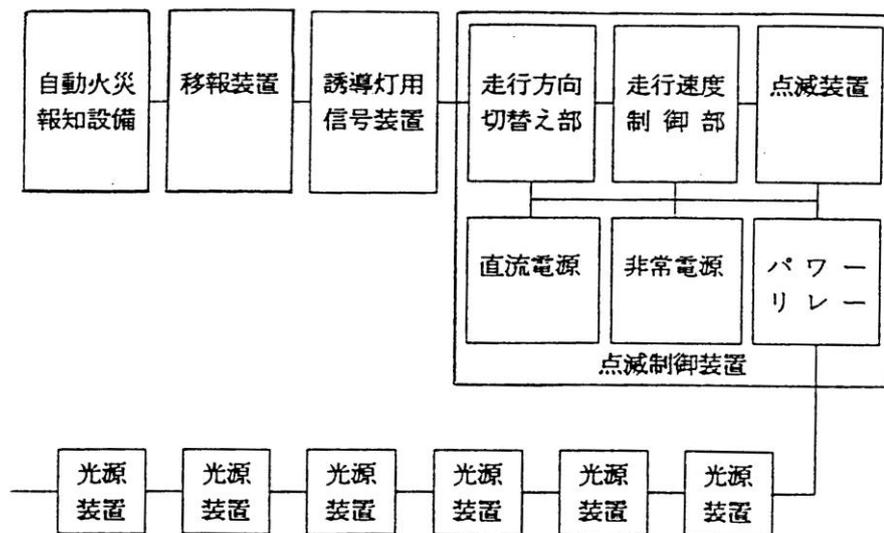


図7 点滅光源装置（埋込形誘導点滅灯）の概要図

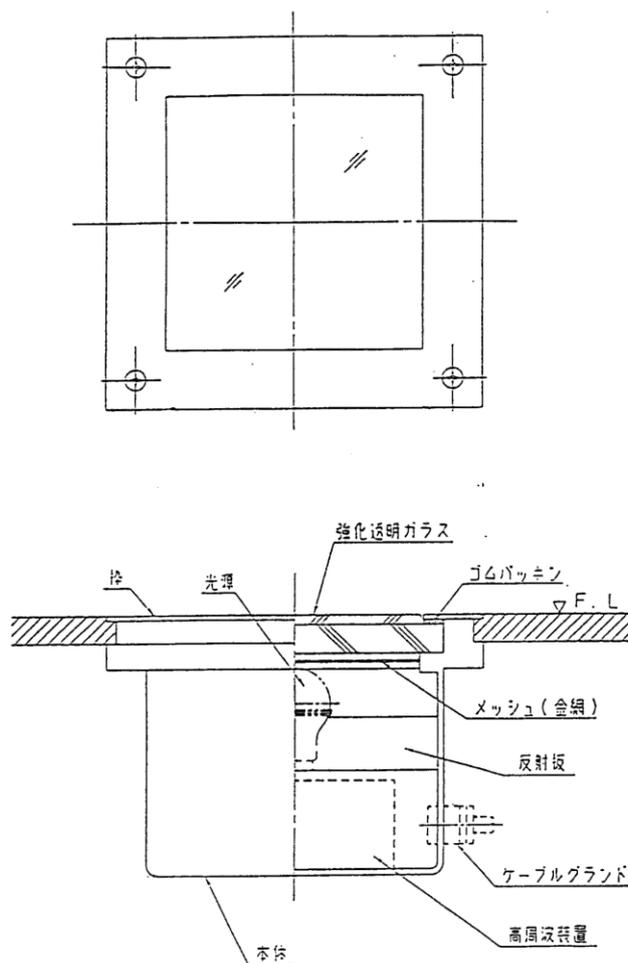
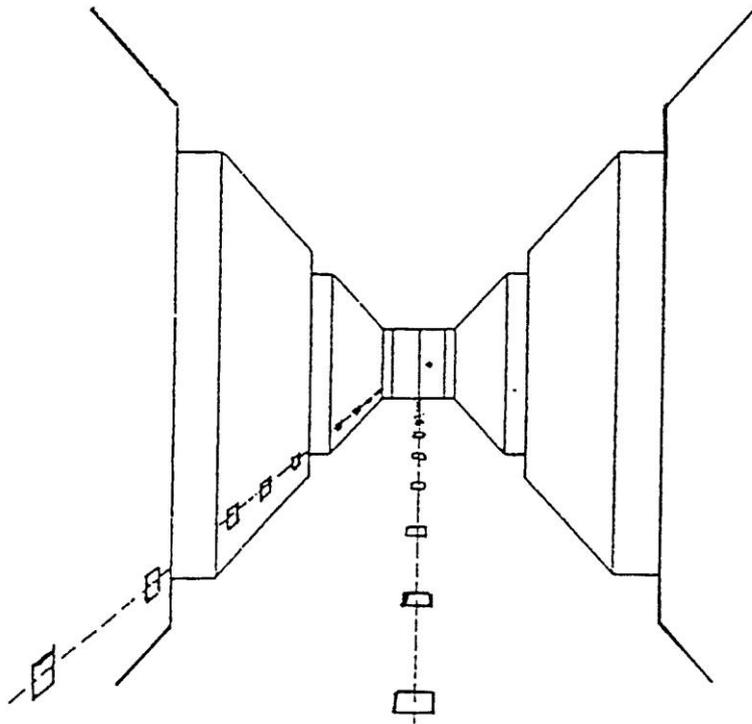
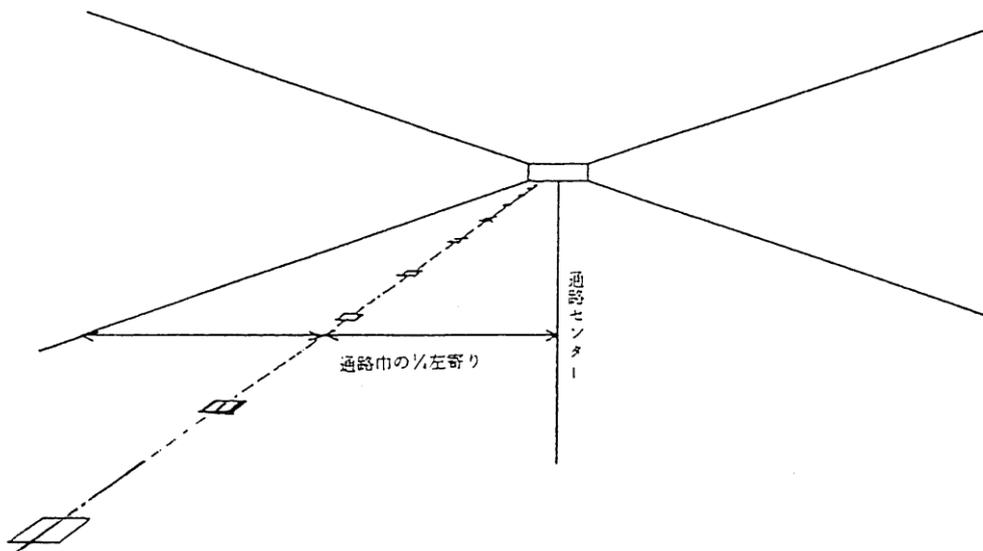


図8 光走行式避難誘導装置の設置例

狭い通路の設置例 (通路幅2m以下の場合)



広い通路の設置例 (通路幅2mを超える場合)



## 別紙 4

### 光警報装置の設置に係るガイドライン

#### 第1 趣旨

自動火災報知設備については、防火対象物の利用者に火災の発生を伝えるための手段として、音による警報は規定されているが、音以外による警報は統一的な基準がない。

本ガイドラインは、音以外による警報の一つである光により火災の発生を伝える警報装置（以下「光警報装置」という。）について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準を取りまとめたものであり、光警報装置を設置する際の指標として取り扱われることを目的としたものである。

#### 第2 設置対象物

光警報装置は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置することが望ましい。

- 1 令別表第一（10）項に掲げる防火対象物のうち大規模な空港、駅その他これらに類する防火対象物
- 2 令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち主に聴覚障害者が利用する防火対象物
- 3 その他光警報装置により積極的に火災を報知する必要性が高いと認められる部分

#### 第3 設置場所

第2に掲げる防火対象物又はその部分のうち、聴覚障害者に対し火災の発生を知らせることが困難な部分には、原則として光警報装置を設置することが望ましい。具体的には、聴覚障害者の近傍に火災の発生を知らせることができる者がいないことが想定される部分や従業員等による避難誘導等が期待できない部分に設置することが考えられる。

なお、次の防火対象物の部分については、原則として光警報装置の設置を要しないものであること。

- 1 基本的に聴覚障害者が長時間滞在することが想定されない部分（具体例：電気室、階段室内、駐車場等）
- 2 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）の使用に供される部分（具体例：事務室等）
- 3 関係者等をはじめ周囲の者が聴覚障害者の存在を理解し、火災の発生を知らせることができる状況にある部分
- 4 光警報装置以外の手段（枕等を振動させるシェーカー、文字表示装置、火災が発生した旨の情報が受信できる携帯電話等）により聴覚障害者に対して適切に警報を伝達することができる部分
- 5 光警報装置の機能に支障を及ぼすおそれのある部分（具体例：浴場等の湯気、水滴及び結露

等が発生する場所，著しく高温となる場所等)

#### 第4 設置方法（設置高さ及び間隔）

光警報装置を設置する場合は，第5，3（5）に規定する有効範囲で包含し，光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。ただし，次に掲げる場所にあつては，それぞれ次に定める方法とすることができること。

なお，天井高さが10メートルを超える部分に光警報装置を設置する場合は，光警報装置の下端が床面の上方10メートル以内の位置に光警報装置の点滅が容易に確認できるよう設置することが望ましい。

##### 1 幅員が6メートル以下の廊下，通路等

廊下，通路等の端部及び曲り角から5メートル以内並びに歩行距離30メートル以内に光警報装置の点滅が容易に確認できるように設置すること。

##### 2 床面の短辺距離が30メートルを超える居室等（任意の位置から光警報装置の点滅が容易に確認できる場合に限る。）壁面等に水平距離30メートル以内の間隔で設置すること。

#### 第5 光警報装置の構造及び性能

##### 1 用語の意義

第5において，用語の意義は，次に定めるところによる。

- (1) 光警報装置 自動火災報知設備の受信機の地区音響鳴動装置（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第6条の4に規定する装置をいう。以下同じ。）から発せられた信号を受信して，光により火災の発生を報知するものをいう。
- (2) 光警報制御装置 地区音響鳴動装置から，音響や光による警報を発するための信号を受信し，光警報装置にこれらを発信するものをいう。

##### 2 構造及び機能

光警報装置及び光警報制御装置の構造及び機能は，次に定めるところによる。

- (1) 確実に作動すること。
- (2) 耐久性を有すること。
- (3) ほこり又は湿気により機能に異常が生じないこと。
- (4) 腐食により機能に異常が生じるおそれがある部分には，防食のための措置が講じられていること。
- (5) 主要部の外箱の材料は，不燃性又は難燃性のものとする。
- (6) 配線は，十分な電流容量を有し，かつ，的確に接続されていること。
- (7) 無極性のものを除き，誤接続のおそれのあるものにあつては，誤接続を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (8) 部品は，機能に異常が生じないように取り付けられていること。
- (9) 充電部は，外部から容易に人が触れることができないように，十分に保護されていること。

- (10) 定格電圧が 60 ボルトを超える光警報装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
- (11) 受信機との間の信号又は光警報制御装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する光警報装置にあっては、次に定めるところによること。
- ア 無線設備は、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 17 に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。
- イ 電源に電池を用いる場合にあっては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が光警報装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を自動的に発信すること。
- (12) 点滅周波数は、0.5Hz 以上、2 Hz 以下であること。
- (13) 同一空間内にある光警報装置にあっては、点滅の周期を同期させること。
- (14) 同期機能を有するものにあつては、光警報装置間の同期の遅延時間は 0.05 秒以内にするこ  
と。
- 3 光警報装置の機能は、2 によるほか、次に定めるところによる。
- (1) 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が 0.2 秒を超えないパルス波とすること。
- (2) 発光が複数のパルス波群で構成され、当該パルス波群を構成する 1 のパルス波の立ち下りエッジから次のパルス波の立ち上がりエッジまでの時間が 0.04 秒より短い時は、当該パルス波群は一つのパルス波と見なす。
- (3) 最大光度は、500 cd 以下であること。
- (4) 白色光であること。
- (5) 光警報装置の光特性については次に定めるところによること。

光警報装置から発する光の方向に垂直な面で  $0.4 \text{ lm/m}^2$  以上の照度(法線照度)を対象範囲に照射する光度を確保すること。有効範囲は以下のアからウの分類により設定すること。

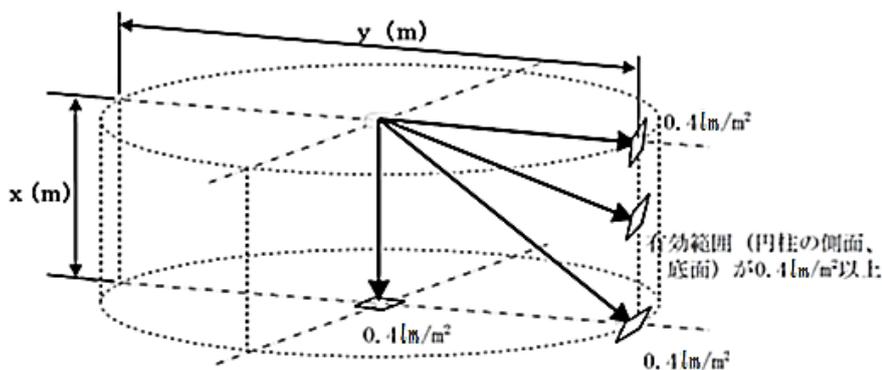
有効範囲の距離  $d$  と  $0.4 \text{ lm/m}^2$  を確保するための光度の関係は、 $\text{光度} = 0.4 \times d^2$

ア 天井設置用機器

有効範囲を  $C \cdot x \cdot y$  として規定し、ここで

$x$  は 2.5 メートルから 10 メートルの間で機器を設置できる高さを示す。

$y$  は機器を天井高さに設置した時の対象円柱範囲の直径をメートルで示す。

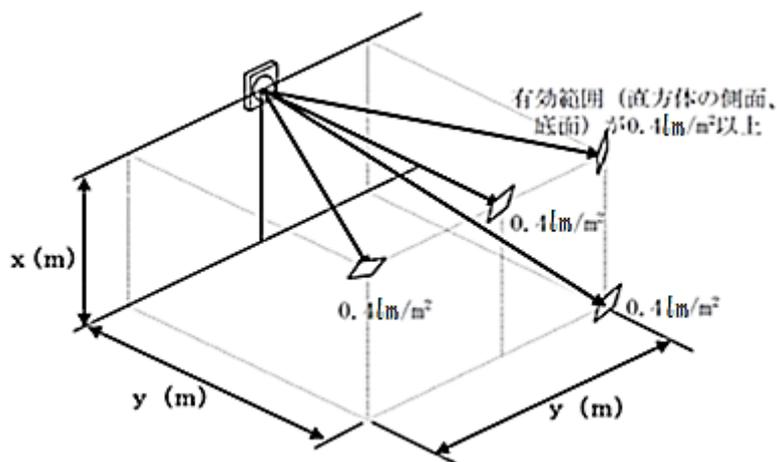


イ 壁設置用機器

有効範囲を $W \cdot x \cdot y$ と規定し、ここで

$x$  は機器の壁面最大高さを示し、最小値を 2.4 メートルとする。

$y$  は機器の対象とする四角の一辺の幅をメートルで示す。



ウ 上記ア，イ以外の有効範囲指定の機器

有効範囲を (用途)  $-x \cdot y \cdot z \cdot \dots$ と規定し  $x$  ,  $y$  ,  $z$   $\dots$ の内容を規定する。

別途指定の例

(廊下用壁設置型)  $-x \cdot y \cdot z$

$x$  は機器の壁面へ設置できる最大高さをメートルで示す。

$y$  は機器の対象とする四角の正面方向の幅をメートルで示す。

$z$  は機器の対象とする四角の横幅方向の幅をメートルで示す。

